

GID（性同一性障害）学会

手術に係わる認定施設

申請要項

2019 年度版

GID（性同一性障害）学会

## I. GID（性同一性障害）学会 手術に係わる認定施設について

GID（性同一性障害）学会では、性同一性障害診療、特に、手術療法を安全かつ有効に実施可能であると考えられる施設の基準を示し、その条件を満たす施設を認定する。

認定施設においては、GID（性同一性障害）学会認定医を中心としたチームにより、安全性、医療技術、倫理観などの点で常に高いレベルを保ち、医療や社会の変化に対応した診療を適切に行うとともに、医療スタッフを育成する役割を果たすことが求められる。

## II. GID（性同一性障害）学会 手術に係わる認定施設 申請要項

### 1. 認定施設基準

- (1) 形成外科、泌尿器科又は産婦人科を標榜する一般病床 20 床以上を有する病院であること。
- (2) 常勤又は非常勤の GID（性同一性障害）学会認定医（形成外科、泌尿器科又は産婦人科について 5 年以上の経験を有する医師）が 1 名以上配置されていること。
- (3) 性同一性障害当事者に対する乳房手術、性別適合手術を合わせて 20 例以上実施していること。ただし、当該施設において、形成外科、泌尿器科又は産婦人科について 5 年以上の経験を有し当該手術を合わせて 20 例以上実施した経験を有する GID（性同一性障害）学会認定医の常勤医が 1 名以上配置されている場合は、この限りではない。
- (4) 日本精神神経学会の性同一性障害診療ガイドラインを遵守して手術が実施されていること。
- (5) 当該手術が安全かつ有効に手術が行われていることを明らかにするため、手術を実施する性同一性障害当事者について、GID（性同一性障害）学会の登録システムに登録を行うこと。

### 2. 申請費用

当分の間、申請費用は無料とする。

### 3. 申請書受付期間

当分の間、適宜、申請を受け付ける。

### 4. 提出書類

- (1) GID(性同一性障害)学会 手術に係わる認定施設申請書(様式1)
- (2) 常勤又は非常勤の GID（性同一性障害）学会認定医（形成外科、泌尿器科又は産婦人科について 5 年以上の経験を有する医師）の認定証（写）および在職証明書
- (3) 実施した 20 例以上の手術を示す書類（様式 2-1（個人用）、様式 2-2（施設用））
- (4) 日本精神神経学会の性同一性障害診療ガイドラインを遵守すること、および GID（性同一性障害）学会の登録システムに登録を行うことの誓約書

### 5. 提出先及び提出方法

- (1) 提出先：〒700-8558 岡山県岡山市北区鹿田町 2-5-1  
岡山大学大学院保健学研究科 中塚研究室  
保健学科棟 2F 助産学実習室 1 内

GID（性同一性障害）学会事務局

TEL & FAX 086-235-6538

(2) 提出方法：申請に必要な書類一式を郵送して下さい。

◆必ず郵便簡易書留またはレターパックプラス（510）を利用して下さい。

◆レターバックライト（360）等の使用はお控え下さい。

## 6. 審査

当分の間、適宜、審査を行う。

## 7. 合否の決定

認定施設合否委員会が行い、理事会の承認を経て合否を決定する。

## 8. 承認・非承認の通知および登録に関するご案内の送付

## 9. 認定施設登録料

登録料：50,000円

納入期限：承認後速やかに納入

◆振込手数料は各自で負担して下さい。

◆<振込先>

基本 <郵便局から>

・払込取扱票を使用してのお振込みの場合（郵便局窓口またはATM）

郵便振替口座：01300-6-89437

加入者名：GID学会

必ず、払込取扱票の通信欄・ご依頼人欄に

「郵便番号」「おところ」「おなまえ」「電話番号」、および、「認定施設登録料」とご記入ください。

以下の方法での納入も可能ですが、その場合は、お振込み後に必ずメールでご連絡ください。ご連絡のない場合は、本人確認ができない可能性があります。

GID学会事務局宛（Email：[jsgid@cc.okayama-u.ac.jp](mailto:jsgid@cc.okayama-u.ac.jp)）

<郵便局から>

・ゆうちょ総合口座から電信で送金する場合

ATM画面：「送金」→「記号・番号」で送金

記号 013006 番号 89437

<他銀行から>

ゆうちょ銀行一三九（イチサンキユウ）店（店番139）（当座）0089437

口座名義：GID学会

カナ：ジーアイディガツカイ

登録完了後、認定施設名は本会ホームページに公開されます。

## 10. 認定の取り消しおよび資格停止

以下の場合、速やかに申し出ること。

理事会において、以下に該当すると判断された場合には、認定が取り消される、もしくは期限付きで資格停止となる。

- ① 認定施設基準を満たさなくなった場合。
- ② 認定更新手続きを受けなかった場合。
- ③ 不正行為による認定施設取得、ガイドラインなどに著しく反した診療行為、その他、
- ④ 認定施設制度の信用を著しく傷つける行為があった場合。

## 11. 認定の更新

5年毎の更新とする。詳細は別途定めることとする。

## 12. 個人情報の取り扱い

申請書等に記載された個人情報については、審査に関する業務以外には使用しません。